

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 岩出市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	65.1%
全職員	64.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.2%
本庁課長相当職	107.0%
本庁課長補佐相当職	95.0%
本庁係長相当職	94.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	82.3%
31～35年	70.0%
26～30年	90.5%
21～25年	83.2%
16～20年	93.1%
11～15年	88.0%
6～10年	81.8%
1～5年	79.6%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、年あたり勤務月数が6か月未満の者については、職員数を1/2人として換算しています。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主となる場合等が多い男性に支給している割合が高く、受給者に占める男性の割合が扶養手当は84%、住居手当は64%です。
- ・相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、74%が女性であり、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。